

熊本県産業技術センターにおける競争的資金等の不正等の取扱いに関する要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）で実施する公募型研究事業における競争的資金等のうち所長が定めるもの（以下「競争的資金等」という。）に関わる職員（以下「職員」という。）の不正使用や不正行為（以下「不正等」という。）が行われ又はそのおそれがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 通報受付体制

(通報窓口)

第2条 センター内外からの不正等に係る通報及び通報等に関する相談（以下「通報等」という。）に対応するために、センターに通報窓口を設置し、広く周知する。

2 前項の通報等は、統括管理責任者（次長（事務担当））が受け付ける。

(通報等の受付)

第3条 前条に定める通報等の受付は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール及び面談により行う。

2 統括管理責任者は、次の各号に定める事項を利用者に明示する。

(1) 通報等を行う者（以下「通報者」という。）に関する情報は非公開であること

(2) 通報者を特定できる情報は、必要最小限の者以外に知られることのないよう細心の注意を払うこと

(3) 通報者の氏名等は、希望があれば通報窓口に残められること

(4) 第1号から第3号に定める事項が確認できない場合は、調査内容が制限され、十分な調査が保証できないこと

3 通報等を受けた統括管理責任者は、次の各号に定める事項を確認する。

(1) 通報者の氏名、所属（職業）及び連絡先

(2) 不正等の疑いのある者（以下「被通報者」という。）の所属及び氏名

(3) 不正等の内容及びその事実を裏付ける証拠等

(4) 不正行為の時期

(5) 通報者が特定される氏名等の情報の秘匿希望の有無

4 前項第1号から第4号に定める事項が確認できない通報等は、原則としてこれを受理しない。

5 統括管理責任者は、通報等を受理したときは、速やかに最高管理責任者（所長）に報告しなければならない。

6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、通報等の内容をコンプライアンス推進責任者

(次長(技術担当))に通知する。

7 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、通報等の内容を被通報者及び被通報者が所属する室長に通知する。

(害意に基づく通報等の防止)

第4条 統括管理責任者は、害意(被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関及び組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく虚偽の通報等を防止するために、通報者に対し次の各号に定める事項を確認する。

(1) 前条第3項第1号から第4号に定める事項を確認できない通報等は受理をしないこと

(2) 通報者に対し、調査協力を求めることがあること

(3) 調査の結果、害意に基づく通報等であると認められた場合には、通報者の氏名の公表、行政処分及び刑事告発等の措置をとることがあること

(通報者及び被通報者等への配慮)

第5条 最高管理責任者は、害意に基づく通報等であることが判明しない限り、単に通報等を行ったことを理由に、通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由がない限り、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、処分等の不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者は、調査への協力者が不利益を受けることがないように十分配慮しなければならない。

4 職員は、通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。また、被通報者及び当該調査への協力者が不利益を受けることがないように十分配慮しなければならない。

5 第1項から前項に定める不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口に申立てを行うことができる。

6 通報窓口は、前項の申立てが事実であると認められるときは、不利益な取扱いを行った者に対し、適切な対応をとることを最高責任者に具申し、最高管理責任者は当該不利益な取扱いが排除されるよう適切な措置を講じなければならない。

第3章 不正等への対応

(不正等にかかる調査)

第6条 最高管理責任者は、次の各号に定めるときは、通報等に係る予備調査(以下「予備調査」という。)を実施する。

(1) 第3条第3項の規定に基づき受理した通報等が、その情報に合理性あり不正等が認められると思料されるとき

(2) 第3条第3項の規定に基づき受理した通報等が、害意による通報等の疑いが認められると思料されるとき

(3) 内部調査等により、不正等の疑いが認められると思料されるとき

2 最高管理責任者は、通報等の受理又は内部調査等の情報の受領から速やかに、前項の決定を行うものとし、被通報者及び被通報者が所属する室長及び通報者に通知する。

3 予備調査は、最高管理責任者の命により統括管理責任者が行う。

4 統括管理責任者は、最高管理責任者の命があれば、直ちに予備調査に着手しなければならない。

5 統括管理責任者は、最高管理責任者の同意があれば、予備調査を最高管理責任者が選出した職員に行わせることができる。

(予備調査の内容)

第7条 予備調査は、次の各号に定める事項について実施する。

(1) 不正等が行われたか否か

(2) 不正等が行われたと思料されるときは、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度及び不正等による不正使用の相当額

(3) 不正等が行われなかったと思料されるときは、通報が通報者の害意によるものであったか否か

(予備調査員等の権限)

第8条 統括管理責任者又は予備調査員（以下「予備調査員等」という。）は、調査にあたり次の各号に定める事項を行うことができる。

(1) 被通報者及び調査の対象となった事項の関係者（以下「関係者等」という。）、並びに通報者からの聴取

(2) 調査の対象となった研究課題に関する資料等の調査

(3) その他、最高管理責任者が調査に必要であると認めた事項

2 調査に当たり、センター外の機関の協力が必要なときは、当該機関に協力を求めなければならない。

(予備調査員等の遵守義務)

第9条 予備調査員等は、事実に基づき公正不偏に調査を実施しなければならない。

2 予備調査員等は、調査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、最高管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

(関係者の遵守義務)

第10条 関係者は、調査に誠実に協力しなければならない。

2 関係者は、予備調査員等に資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(調査における一時的措置)

第11条 最高管理責任者は、被通報者に対し、通報等のあった研究課題又は被通報者が実施している全ての研究課題に係る研究費について、支出を停止することができる。

2 最高管理責任者は、調査の結果不正等が認められないと判断したときは、前項に定め

る支出停止措置を直ちに解除しなければならない。

(予備調査結果の報告)

第12条 統括管理責任者は、通報等の受付から起算して30日以内に予備調査を完了し、次の各号に定める事項を最高管理責任者に報告する。

(1) 不正等が行われたか否か

(2) 不正等が行われたと認定したときは、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度

(3) 不正等が行われなかったと認定したときは、通報が通報者の害意によるものであったか否か

(本調査の実施等)

第13条 最高管理責任者は、前条に定める予備調査の報告を基に、特段の事情がない限り、本調査の実施の要否を通報等を受け付けた日から起算して30日以内に決定する。

2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、通報者、被通報者、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び被通報者が所属する室長に通知する。

3 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該通報に係る研究活動が競争的資金等を受けて行われたものであるときは、当該競争的資金を配分する機関(以下「配分機関」という。)に対して本調査の実施を報告するとともに、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告及び協議をしなければならない。

4 通報者及び被通報者は、第2項に定める本調査の実施の通知を受けたときは、調査に誠実に協力しなければならない。

5 最高管理責任者は、外部の機関等に対し、調査への協力を求めることができる。

6 最高管理責任者は、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。

7 最高管理責任者は、本調査を実施しないと決定したときは、理由を付して通報者に通知する。この場合において、最高管理責任者は予備調査の結果を配分機関及び通報者の求めに応じて開示する。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、本調査の実施のため、センターに属さない者を含む調査委員会を設置する。

2 調査委員は、センター、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、最高管理責任者が任命する。

3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

4 通報者及び被通報者は、調査委員について通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。

5 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。また、当該異議申立てを却下するときは、理由を付して通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員会による調査の方法)

第15条 調査委員会による調査は、通報された事案に係る研究活動を記録した紙及び電子媒体等の資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。

2 調査においては、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 被通報者は、前項の弁明の機会において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、当該研究活動が科学的及び規程等に基づき適正な方法及び手続きに則って行われたことを、根拠を示して事実関係を誠実に説明しなければならない。

4 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被通報者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

5 調査の過程であっても、不正等の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定し、配分機関に報告する。

6 前項に定めるもののほか、配分機関の求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出し、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査の依頼に応じる。

(調査委員会による調査結果の報告)

第16条 調査委員会は、特段の事情がない限り調査の開始から起算して概ね150日以内に、次の各号に定める事項の認定を行うとともに、当該調査の結果を最高管理責任者に報告する。

(1) 不正等が行われたか否か

(2) 不正等が行われたと認定したときは、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度及び不正等による不正使用の相当額

(3) 不正等が行われなかったと認定したときは、通報等が通報者の害意によるものであったか否か

2 前項第3号に定める認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない

(調査委員会による調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、前条の報告を受けたときは、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正等に関与したと認められた者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被通報者に他機関に所属する者があるときは、当該機関の長にも通知する。

2 前項に定めるもののほか、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、通報等の受付から起算して概ね210日以内に、調査結果、

不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

3 最高管理責任者は、前条の調査の結果、通報者の害意に基づく通報等であったと認定され、当該通報者が他機関に所属するときは、当該機関にも通知する。

(不服申立て)

第18条 不正等を行ったと認定された被通報者又は通報が害意に基づくものであったと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査において害意による通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、通知を受け取った日から起算して7日以内に、最高管理責任者に対し理由を付したうえで不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、前項の規定に基づく不服申立てを受けたときは、速やかに通報者又は被通報者に通知するとともに、当該被通報者又は通報者が他機関に所属するときは当該機関の長にその旨通知する。

3 最高管理責任者は、第1項に定める不服申立てについて、当該通報に基づく研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関にその旨を報告する。

(不服申立ての審査等)

第19条 最高管理責任者は、不服申立ての審査（再調査を含む。以下同じ。）を、当該本調査を行った調査委員会に行わせる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立ての審査において、新たな専門性を要する判断が必要となるなどの事情があるときは、調査委員の交代又は追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合において、新たに審査を行うこととなる者については、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、任命に関する手続きは第14条第2項から第5項の規定を準用する。

3 調査委員会（他の者が審査する場合は当該者。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該通報等についての再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

4 調査委員会は、不服申立ての審査を実施するときは、不服申立て者に対し第16条に定める調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決のために必要な協力を求めるものとし、不服申立て者が必要な協力を行わないときは、当該審査を行わず又は打ち切ることができる。

5 第3項に定める審査において、当該不服申立てが当該審査の引き延ばし又は第21条及び第22条に定める措置の先送りを主な目的としていると調査委員会が判断したときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

6 調査委員会は、再調査を開始したときは、特段の事情がない限り再調査の開始日から起算して概ね50日以内に、第16条に定める調査結果を覆すか否かを決定し、当該再調

査結果を最高管理責任者に報告する。

7 不服申立ての審査において、通報が通報者の害意に基づくものであったか否かの認定を行うに当たっては、第16条第2項の規定を準用する。

8 最高管理責任者は、第3項又は第6項の報告を受けたときは、被通報者及び通報者に対して審査結果を通知するとともに、被通報者及び通報者が他機関に所属するときは、当該機関の長に通知する。ただし、第16条の規定に基づき不正行為を行ったと認定された被通報者からの不服申立ての場合においては、通報者の所属機関への長への通知は行わない。

9 最高管理責任者は、前項に定めるもののほか、当該通報に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に対して第3項又は第6項の結果を報告する。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、第16条第1項又は前条第6項に定める調査結果の報告において、不正等が行われたとの報告があったときは、特段の事情がない限り、次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 不正等に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正等の内容
- (3) センターが公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他必要な事項

(不正行為が認定されたときの措置)

第21条 最高管理責任者は、第16条第1項又は第19条第6項に定める調査結果の報告において、職員による不正等が行われたとの報告があったときは、熊本県職員内部通報に関する要項に基づき、人事課へ報告する。

2 前項に定める報告のほか、不正等を行った者に対して、期間を定めた競争的資金等の研究費の使用禁止等の措置を講ずることができる。

(不正行為が認定されなかったときの措置)

第22条 最高管理責任者は、第16条第1項又は第19条第6項に定める調査結果の報告において、職員による不正等が認められなかったとの報告があったときは、第11条第2項に定める措置のほか、次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) 当該事案において、不正等が認められなかった旨の調査関係者への周知
- (2) 被通報者の不利益の発生防止及び名誉回復に係る措置
- (3) その他必要な措置

(情報の漏えい防止)

第23条 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報等の内容及び調査内容について、

調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮しなければならない。

2 調査の実施等の事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲を超えて漏えいすることがないように十分配慮しなければならない。

(委員の謝金及び旅費)

第24条 調査委員会に出席するセンター外の委員に対し、謝金及び必要な経費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、県の基準に基づき最高管理責任者が定める。

(雑則)

第25条 この要項に定めるもののほか、研究における不正等の防止に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。